

令和4年2月9日
東日本高速道路株式会社
東北支社秋田管理事務所

E7 秋田自動車道(秋田中央IC～秋田北IC間) 上下線 夜間通行止めの実施

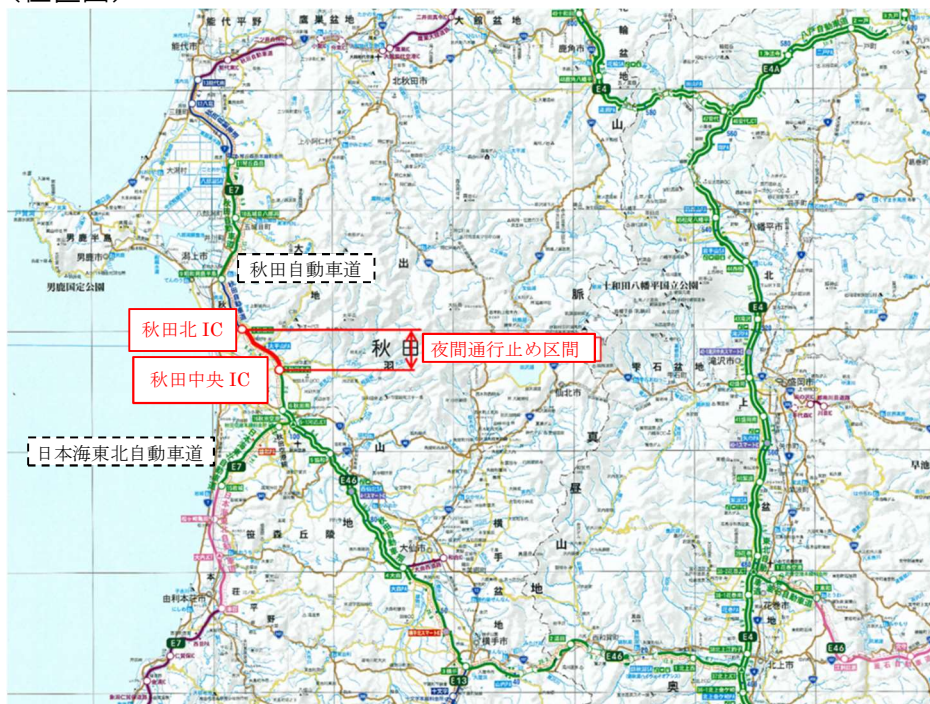
NEXCO東日本東北支社秋田管理事務所(秋田県秋田市)は、暫定2車線区間(片側1車線)の **E7** 秋田自動車道 秋田中央(あきたちゅうおう)インターチェンジ(IC)～秋田北(あきたきた)IC間(上下線)において、除雪・排雪作業のため、下記のとおり夜間通行止めを実施します。

お出かけの際には、時間にゆとりをもって出発いただくとともに、走行の際には県道41号等への迂回をお願いします。高速道路をご利用されるお客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、高速道路を安全にご利用いただくために必要な作業に、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 通行止め区間 秋田自動車道 秋田中央IC～秋田北IC間(上下線)(別添資料-1)

(位置図)



2. 通行止め日時 令和4年2月9日(水) 20時～翌5時

3. 迂回路 県道62号、県道41号、県道72号(別添資料一)

4. 作業内容 安全に走行していただける道路環境を維持するための除雪作業を実施します。



路肩(橋梁部)

5. 通行止めに伴う乗継料金調整について (別添資料一)

通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまは、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」をします。

6. 交通情報の入手方法について

全国の高速道路の便利な情報が満載のサイト『ドラぷら』

【アドレス】

PC版 (<https://www.driveplaza.com/>)

モバイル版 (<http://m.driveplaza.com/>)

スマートフォン版 (<http://www.driveplaza.com/smp/>)

高速道路の交通情報提供サービス『ドライブトラフィック(ドラとら)』

(<https://www.drivetraffic.jp/construction-regulation>)

リアルタイムな道路交通情報や渋滞予測を提供しています。

【アドレス】

PC版 (<https://www.drivetraffic.jp/>)

モバイル版 (<http://m.drivetraffic.jp/>)

スマートフォン版 (<http://www.drivetraffic.jp/smp/>)

NEXCO東日本お客さまセンター

24時間365日オペレーターが対応いたします。

【電話番号】

0570-024-024 または 03-5308-2424

(公財)日本道路交通情報センター(JARTIC)

【電話番号】

全国共通ダイヤル 050-3369-6666(携帯短縮ダイヤル#8011)

秋田情報 050-3369-6605

東北地方高速情報 050-3369-6761

ハイウェイラジオ

ハイウェイラジオ(AM1620kHz)

放送している区間は高速道路上の標識によりご案内しております。

※ツイッターの公式アカウント「NEXCO東日本(東北)」([@e_nexco_tohoku](https://twitter.com/e_nexco_tohoku))でも情報を配信しています。

夜間通行止め時迂回路

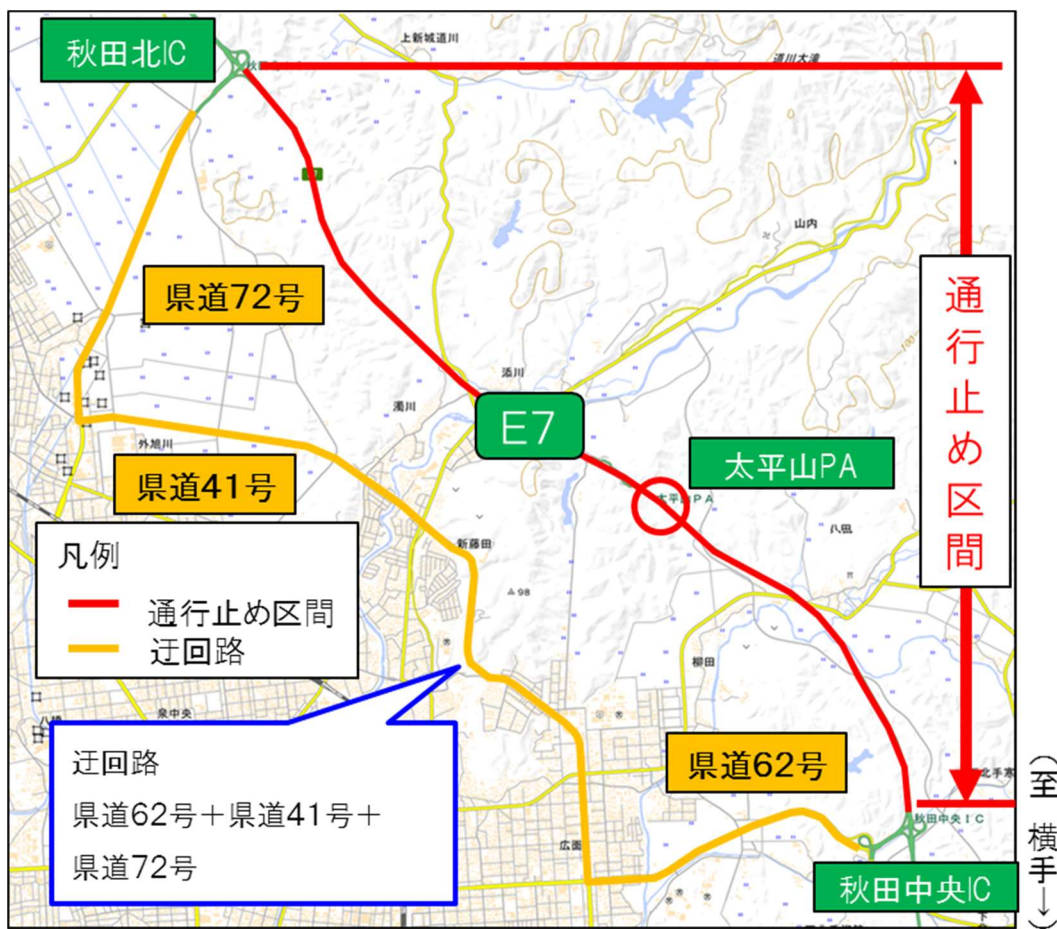
秋田中央IC～秋田北IC間(上下線)夜間通行止め時迂回路図

【通行止め区間・日時】

秋田中央IC～秋田北IC間(上下線)

令和4年2月9日(水) 20時～翌5時 1夜間

※太平山PAは19時30分に閉鎖します。



地理院地図(国土地理院)(<https://maps.gsi.go.jp/>)をもとに、東日本高速道路株が加工

■ 迂回路比較

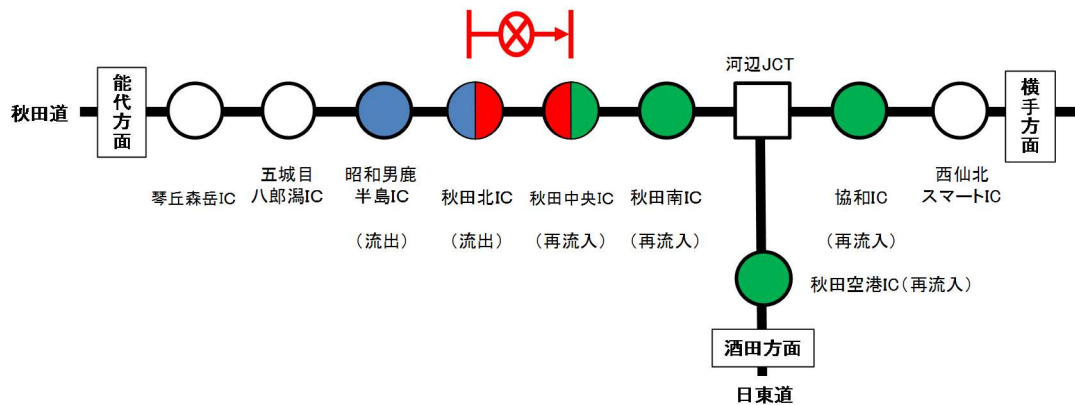
	経路	距離	時間
通常	秋田中央IC⇄秋田北IC	約9km	約8分
一般道	秋田中央IC⇄ <u>県道62号</u> ⇄ <u>県道41号</u> ⇄	約13km	約20分
迂回経路	<u>県道72号</u> ⇄秋田北IC		

乗継料金調整について

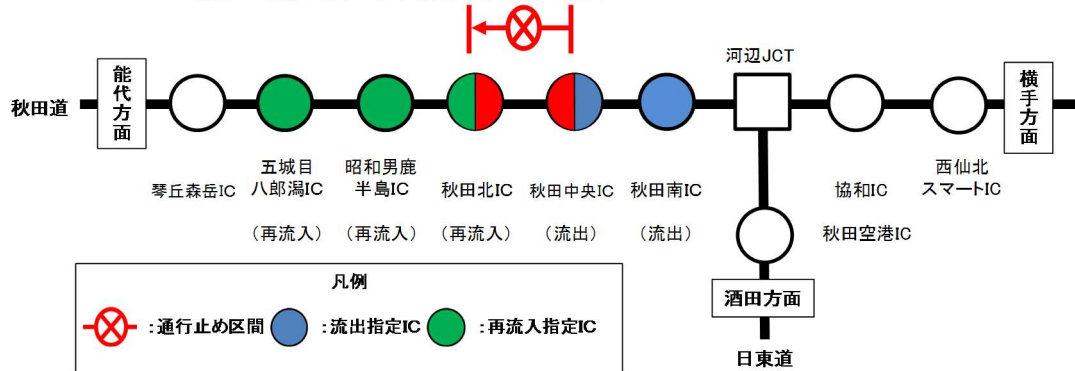
乗継料金調整の対象となるICは下図「流出IC」、「再流入IC」を利用した場合のみとなります。

秋田中央IC～秋田北IC間(上下線)夜間通行止め時

秋田自動車道 上り線をご利用の場合



秋田自動車道 下り線をご利用の場合



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡ください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。